

今治市U I Jターン学生就職等応援助成金 よくある質問

■「助成対象者」について

Q 1 - 1 : 助成を受けることができる者の要件は？

A 1 - 1 : 次のすべてに該当することが必要です。

- ①愛媛県外の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する学生。
- ②愛媛県外に住んでいる者。
- ③就職活動に参加する者。
- ④一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構が実施する愛媛県の「県外学生Uターン就職等応援事業」を利用する者。（例外あり。Q1-3 参照）
- ⑤今治市暴力団排除条例（平成 22 年今治市条例第 50 号）第 2 条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない者。
- ⑥今治市U I Jターン学生就職等応援助成金事前登録フォームに登録している者

Q 1 - 2 : 愛媛県外に在住する者とは、住民票が愛媛県外になっていることが必要か？

A 1 - 2 : 愛媛県外に在住は、住民票に記載の住所ではなく、大学等に通うために住んでいる現住所で判断します。

Q 1 - 3 : 一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構が実施する愛媛県の「県外学生Uターン就職等応援事業」に申請したが、交通費補助金が交付されなかった場合は、今治市の助成金も申請できないのか？

A 1 - 3 : 『A 1 - 1 ④「県外学生Uターン就職等応援事業」を利用する者』は次のいずれかに該当すれば、要件を満たします。

- ①「県外学生Uターン就職等応援事業」による交通費補助金の交付を受けた者
- ②「県外学生Uターン就職等応援事業」の予算額に達した（受付が終了した）ため、補助金の交付が受けられなかった者
- ③「県外学生Uターン就職等応援事業」の利用回数を超過したため、補助金の交付が受けられなかった者
- ④「県外学生Uターン就職等応援事業」の申請期限外の就職活動のため、補助金の交付が受けられなかった者
- ⑤今治市内のタクシー代や宿泊費など、本助成金の助成対象経費に該当するが「県外学生Uターン就職等応援事業」の補助対象経費に該当しないため、補助金の交付が受けられない経費のみを申請する者。

Q 1 - 4 : 大学等の卒業年度の者でなくても対象となりますか？

A 1 - 4 : 大学等の何年生であっても助成の対象となります。

そのため、交付申請時に、学生証の写し又は大学等に在籍していることを証する書類の提出が必要です。また、今治市U I Jターン学生就職等応援助成金事前登録フォームへの事前登録も必要ですのでご注意ください。

Q 1 - 5 : 今治市主催の合同企業説明会が今治市外で開催された場合、今治市在住者でも助成対象者となるか？

A 1 - 5 : 今治市在住の方は、今治市外で開催された場合であっても助成の対象者となることはできません。

■「就職活動」について

Q 2 - 1 : どのような活動が「就職活動」に該当するのか？

A 2 - 1 : 就職に関する活動は様々あるかと思いますが、今治市U I Jターン学生就職等応援助成金に申請できる「就職活動」は下記の①～③のいずれかに該当する必要があります。

- ①今治市が主催する合同企業説明会（開催地は愛媛県内に限る）
- ②今治市内で開催され、市内企業が参加する合同企業説明会、合同企業見学会、合同就職面接会、それらに類する就職希望者向けイベント
- ③市内企業が市内で実施するインターンシップ（実施期間は問わない。）、就職面接会、採用試験（国及び地方公共団体が単独で実施する場合は対象外とする。）

加えて、申請年度の4月1日から3月27日までに実施されたものに限りま

す。

Q 2 - 2 : 今治市主催の合同企業説明会が今治市外で開催された場合は該当するか？

A 2 - 2 : 今治市主催の合同企業説明会のみ、愛媛県内での開催であれば、「就職活動」に該当します。

したがって、市内企業が実施する採用試験であっても、今治市外で開催された場合は「就職活動」に該当しません。

Q 2 - 3 : 本社が今治市外にある企業の採用試験は該当するか？

A 2 - 3 : 本社が今治市外であっても、今治市内に事業所等（支店や営業所、工場など事業活動が行われている場所）があり、採用試験やインターンシップ等の実施場所が市内の場合は「就職活動」に該当します。

Q 2 - 4 : 民間事業者が実施する合同企業説明会は該当するか？

A 2 - 4 : 合同企業説明会の主催者が市内企業でなくても、今治市内で開催され、市内企業が参加する説明会であれば「就職活動」に該当します。

したがって、就職活動参加証明書の【就職活動実施者証明欄】に主催者に記載してもらったうえで提出してください。

Q 2 - 5 : 今治市や愛媛県などの行政機関が実施する採用試験は該当するか？

A 2 - 5 : 国及び地方公共団体のための採用試験やインターンシップは「就職活動」に該当しません。

しかし、複数の市内企業が参加する企業説明会や企業見学会に、国及び地方公共団体が参加している場合は「就職活動」に該当する場合があります。

Q 2 - 6 : 教員になるための教育実習は該当するか？

A 2 - 6 : 教育実習は、教員免許状の授与を受けるために修得が必要な科目であり、「就職活動」に該当しません。同様に、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の授与を受けるための実習も「就職活動」に該当しません。

Q 2 - 7 : 内定後の内定者説明会や内定式、採用前研修は該当するか？

A 2 - 7 : 内定（内々定などそれに類するものを含む）後の説明会や内定式、研修会及びそれに類する会は「就職活動」に該当しません。

Q 2 - 8 : 3月30日に開催される今治市主催の合同企業説明会は該当するか？

A 2 - 8 : 該当しません。今治市が主催のものであっても、助成金の対象となる就職活動は、申請年度の4月1日から3月27日までに実施されたものに限りです。

■「助成対象経費」について

Q 3 - 1 : 居住地の横浜市から今治市の就職活動に参加する予定だが、今治市に行く前に実家のある広島市に帰省してから今治市へ行く行程としている。その場合、今治市に行く交通費は対象となるか？

A 3 - 1 : 原則、愛媛県外の居住地から就職活動目的地までの間を合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費が対象となります。

しかし、ご質問の場合、今治市内の就職活動目的地に行くまでに、「他の用務」（愛媛県外での帰省）のため、広島市に立ち寄る行程となっていることから、広島市から今治市内の就職活動目的地までの交通費が「助成対象経費」に該当します。

つまり、今治市に到達する直前の他の用務地の鉄道、バス、航空機又は船舶の乗降場を出発地として、今治市内の就職活動目的地までの経路で移動する際に要した経費が対象となります。

ただし、この場合、愛媛県外の居住地から就職活動目的地までの間を合理的であると認められる経路で移動する際に要する経費と比較し、安い方の交通費が「助成対象経費」になります。

Q 3 - 2 : A3-1 で「他の用務」のため、今治市に行くまでに他県を経由した場合は、「愛媛県外の居住地から就職活動目的地までの間を合理的であると認められる経路で移動する際に要する経費と比較し、安い方の交通費が「助成対象経費」となる」としているが、その経費はどのように算定されるのか？

A 3 - 2 : 例えば、往路において「他の用務」のため他県を経由した場合、復路において就職活動目的地から愛媛県外の居住地までの経路で移動しているため、その経路で移動した交通費を参考にしたり、インターネット等に掲載されている公共交通機関の乗車料を参考にするなどして助成金担当課が算定します。

ちなみに、往路復路ともに「他の用務」のため、愛媛県外の居住地から就職活動目的地までの間を合理的であると認められる経路で移動しなかった場合は、交通費は対象外となります。

Q 3 - 3 : 居住地の横浜市から今治市の就職活動に参加する予定だが、今治市に行く前に実家のある愛媛県宇和島市に帰省してから今治市へ行く行程としている。その場合、今治市に行く交通費は対象となるか？

A 3 - 3 : 愛媛県内市町への帰省は「他の用務」に該当しません。「他の用務」とは、就職活動、愛媛県内市町への帰省及び愛媛県内他市町で実施される就職活動に相当する活動を除く活動をいいます。

したがって、ご質問の場合、今治市内の就職活動目的地に行くまでに、愛媛県宇和島市に帰省のため立ち寄る行程となっていますが、「他の用務」ではないため、居住地の横浜市から宇和島市を経由した今治市内の就職活動目的地までの合理的な経路による交通費が「助成対象経費」に該当します。

Q 3 - 4 : 居住地の福岡市から今治市の就職活動に参加する予定だが、今治市での就職活動後に松山市で就職面接を受けて、さらに神戸市で別企業の就職面接を受けてから福岡市へ戻る行程としている。その場合、今治市から戻る交通費は対象となるか？

A 3 - 4 : 愛媛県内市町での就職面接は「他の用務」に該当しません。しかし、愛媛県外での就職面接は「他の用務」に該当します。

ご質問の場合、復路において、今治市内での就職活動後に松山市での就職面接を受け、「他の用務」（愛媛県外での就職面接）のため、神戸市に立ち寄る行程となっていることから、今治市内の就職活動目的地から松山市を経由して神戸市までの交通費が「助成対象経費」に該当します。

つまり、今治市から離れた直後の他の用務地の鉄道、バス、航空機又は船舶の乗降場を到着地として、今治市内の就職活動目的地から移動する際に要した経費が対象となります。

ただし、この場合、就職活動目的地から県外の居住地までの間を合理的であると認められる経路で移動する際に要する経費と比較し、安い方の交通費が「助成対象経費」になります。

Q 3 - 5 : 居住地の横浜市から今治市の就職活動に参加する予定だが、今治市に行く前に実家のある広島市に帰省してから今治市へ行く行程としている。その後、今治市での就職活動後に松山市で就職面接を受けてから横浜市へ戻る場合、今治市に行く交通費は対象となるか？

A 3 - 5 : A 3 - 1、A 3 - 3、A 3 - 4 を踏まえて、ご質問の場合、往路は広島市から今治市内の就職活動目的地までの交通費が「助成対象経費」に該当します。復路は、今治市内の就職活動目的地から松山市を経由して横浜市までの交通費が「助成対象経費」に該当します。

ただし、県外の居住地から就職活動目的地までの間を合理的であると認められる経路で往復移動する際に要する経費と比較し、安い方の交通費が「助成対象経費」になります。

ちなみに、往路復路ともに「他の用務」のため、県外の居住地から就職活動目的地までの間を合理的であると認められる経路で移動しなかった場合は、交通費は対象外となります。

Q 3 - 6 : 居住地の福岡市から今治市の就職活動に参加する予定だが、今治市に行く前に、実家のある松山市に帰省し数日過ごした後、愛媛県四国中央市に観光旅行に行った後に、また松山に戻り就職面接を受けてから今治市へ行く行程としている。その場合、今治市に行く交通費は対象となるか？

A 3 - 6 : 愛媛県内でも、帰省及び愛媛県内他市町で実施される就職活動に相当する活動でない場合は「他の用務」に該当します。

ご質問の場合、四国中央市から松山市を経由して今治市内の就職活動目的地までの交通費が「助成対象経費」に該当します。

ただし、県外の居住地から就職活動目的地までの間を合理的であると認められる経路で往復移動する際に要する経費と比較し、安い方の交通費が「助成対象経費」になります。

**Q 3 - 7 : 私の居住地から今治市へは、飛行機よりも新幹線を利用の方が安い。さらに言えば普通列車やバスを利用の方が安いですが、時間的に飛行機の方が早い
ため飛行機での移動を考えている。この場合対象とならないのか？**

A 3 - 7 : 合理的であると認められる経路で移動する際に要した経費が対象となります。

ご質問の場合、合理的と認められる交通手段であれば値段の高い安いにかかわらず「助成対象経費」に該当します。

Q 3 - 8 : 対象となる交通手段として、航空機、船舶、鉄道（グリーン料金を除く。）、バス、タクシー（市内に限る。）、レンタサイクル（市内に限る。）と示されているが、自家用車で移動した場合の経費や、今治市で走っている相乗り交通サービス「mobi」は対象となるか？

A 3 - 8 : 自家用車やレンタカーの場合の経費は「助成対象経費」に該当しません。

また、相乗り交通サービス「mobi（モビ）」を利用した場合の経費は今治市内での利用に限り「助成対象経費」に該当します。

Q 3 - 9 : JR の場合、指定席を利用しても対象となるか？また、グリーン席を利用した場合は対象とならないのか？

A 3 - 9 : JR の指定席を利用した際の交通費は「助成対象経費」に該当します。グリーン席を利用した場合は利用料全体が対象外ではなく、グリーン席分の利用料を除いた交通費が「助成対象経費」となります。

また、飛行機の場合、JAL のクラス J や A N A のプレミアムクラスを利用した場合は、普通席分の交通費が「助成対象経費」となります。

各種公共交通機関の利用において、プレミアムシート等客観的に高額と考えられる座席等を利用した場合は、プレミアムシート等の上乗せ料金を除いた普通席相当の金額を「助成対象経費」とします。

Q 3-10：電車の定期券は対象になるか？

A 3-10：定期券は「助成対象経費」に該当しません。

回数券は対象となりますが、支払った金額を按分して、利用した枚数分の金額のみが対象となります。

Q 3-11：遠方から今治市に就職面接に来たが、面接当日、帰りの飛行機便が無いため、宿泊を松山市で考えているが対象となるか？

A 3-11：愛媛県内での宿泊が対象となるため、合理的であると認められる手段・経路と判断できれば、ご質問の場合の宿泊費は「助成対象経費」に該当します。

Q 3-12：居住地の横浜市から今治市の就職活動に参加する予定である。旅行行程としては、6月9日に今治市に移動し1泊、6月10日にA社就職面接会に参加、6月14日から17日までB社のインターンシップに参加するため滞在を続け、18日に横浜に戻る行程としている。その場合、今治市を往復する交通費と宿泊費は対象となるか？

A 3-12：

6/9	6/10	6/11	6/13	6/14	6/17	6/18
移動	A 社 就職面接	市内滞在		B 社 インターンシップ		移動
	1泊	1泊	6/11-13 3泊		6/14-17 4泊	

交通費については、適切な交通手段を前提として、

「横浜市⇒ホテル⇒A社⇒ホテル⇒B社⇒ホテル⇒横浜市」の移動に係る交通費が「助成対象経費」になります。

宿泊費（県内での宿泊）については、

「A社 就職面接」の前後、6月9日と10日の宿泊費。そして、「B社インターンシップ」の前後とその期間中、6月13日から17日までの宿泊費が「助成対象経費」になります（計7泊分）。

対象となる宿泊については、「1つの就職活動」に対し前後1回ずつ、また、「1つの就職活動」が数日にわたって実施される場合は、その期間の宿泊が対象となります。

Q 3-13：居住地の横浜市から今治市の就職活動に参加する予定である。だが、今治市に行く前に実家のある広島市に帰省し 20 日過ごした後今治市へ行く行程としている。そして、就職活動参加後、今治市の親族の家で 40 日過ごした後横浜市に戻る行程としている。その場合、今治市に行く交通費は対象となるか？

A 3-13：居住地を出発して、居住地に戻るまで長期間を予定している場合、往路では、居住地を出発する日付と、出発後最も早い就職活動の日付が 30 日を超えて離れている場合、往路の交通費は対象外となります。
また、復路では、最も遅い就職活動の日付と今治市を出発する日付が 30 日を超えて離れている場合、復路の交通費は対象外となります。
そのため、ご質問の場合、往路は広島市から今治市内の就職活動目的地までの交通費が「助成対象経費」に該当しますが、復路の交通費は「助成対象経費」に該当しません。

Q 3-14：インターネットで飛行機往復と宿泊 1 泊分がセットになっているプランを 60,000 円で購入したが、航空運賃と宿泊費の内訳が不明である。この場合、助成対象経費はどうなるのか？

A 3-14：ご質問の場合、宿泊費の「助成対象経費」は 6,000 円、交通費の「助成対象経費」は 54,000 円（60,000 円－6,000 円）となります。
ご質問のように、移動と宿泊が一体となっている旅行商品を購入し、請求書や領収書等の書類で交通費と宿泊費の内訳が確認できない場合、宿泊費の対象経費は、6,000 円に宿泊数を乗じて得た金額とし、その金額を旅行商品代金から差し引いた金額が交通費の対象経費となります。
例えば、質問と同額で、宿泊が 2 泊分セットになっている場合、宿泊費の「助成対象経費」は 12,000 円、交通費の「助成対象経費」は 48,000 円（60,000 円－12,000 円）となります。

Q 3-15：宿泊費に朝食が含まれたプランを 10,000 円で購入したが、朝食代が含まれた宿泊費が助成対象経費となるのか？内訳はわかりません。

A 3-15：ご質問の場合、宿泊費の「助成対象経費」は 8,500 円となります。
「助成対象経費」に計上できる宿泊費には食事代は含みません。予約時の書類や領収書等で食事代が確認できれば、その食事代を除いた金額が、宿泊費の「助成対象経費」となります。
内訳が確認できない場合は、朝食分 1,500 円、夕食分 3,000 円を差し引いた金額が宿泊費の「助成対象経費」となります。

Q 3-16 : インターネットで飛行機往復と宿泊 1 泊分（朝食付き）がセットになっているプランを 60,000 円で購入したが、航空運賃、宿泊費、朝食代の内訳が不明である。この場合、助成対象経費はどうなるのか？

A 3-16 : ご質問のように内訳がわからない場合、宿泊費の「助成対象経費」は 4,500 円（6,000 円－1,500 円(朝食相当分)）、交通費の「助成対象経費」は 54,000 円（60,000 円－6,000 円）となります。

ご質問のように、移動と宿泊、食事代が一体となっている旅行商品を購入し、内訳が確認できない場合、宿泊費の対象経費は、6,000 円に宿泊数を乗じて得た金額から食事代を控除した金額となります。交通費の対象経費は、旅行商品代金から 6,000 円に宿泊数を乗じて得た金額を控除した金額となります。

Q 3-17 : 4 月 1 日に実施される就職活動に参加するため、前日の 3 月 31 日に今治市に移動し宿泊する行程だが、この場合の交通費と宿泊費は対象となるか？

A 3-17 : 「助成対象経費」に該当しません。

助成金の対象となる就職活動は、4 月 1 日から 3 月 27 日までに実施されたものとなるため、その年度内の移動と宿泊が「助成対象経費」に該当します。3 月 31 日に宿泊施設に到着し、翌 4 月 1 日に出発する場合の宿泊であっても対象外となります。

Q 3-18 : 4 月 2 日に実施される就職活動に参加するため、前日の 4 月 1 日に今治市に移動し宿泊する行程である。この交通費と宿泊費を前月の 3 月に支払っているが、この場合は対象となるか？

A 3-18 : 「助成対象経費」に該当します。

A3-17 のとおり、就職活動、移動日、宿泊日が同一年度である場合に「助成対象経費」に該当します。

ご質問のとおり、交通費や宿泊費の支払日（領収日）が同一年度でない場合、就職活動の日に照らし著しく不適切でない場合は「助成対象経費」に該当すると判断します。

ただし、助成金の交付申請の期限が年度終わりの 3 月 29 日までのため、それ以降の日付の支払い（領収日）であれば、書類不備となり助成ができないこととなりますので注意が必要です。

Q 3-19 : 今治市主催の合同企業説明会に参加するため、今治市に住む大学生の知人宅に泊まった。知人には宿泊料として支払いをし、領収書をもらったが、この場合に宿泊の助成対象経費となるか？

A 3-19 : ご質問の場合、「助成対象経費」に該当しません。

旅館営業やホテル営業など宿泊料を受けて人を宿泊させる業の許認可を受けて営む宿泊施設での宿泊費が「助成対象経費」に該当します。

Q 3 - 20 : 5 月 1 日に実施される就職活動に参加するため、1 週間前の 4 月 24 日に今治市に移動し 5 月 1 日まで今治市内のホテルに宿泊する行程だが、この場合に往路の交通費と 4 月 24 日の宿泊費だけを交付申請しようと考えているが、交通費と宿泊費は対象となるか？

A 3 - 20 : ご質問の場合、明確に判断ができないケースと考えられます。

もし、申請しようとする移動・宿泊が、参加した就職活動の時期・内容等に照らし適切でないと判断される場合は対象外となる場合がありますので、ご質問の場合、就職活動への参加の 1 週間前に今治市に来た理由等を確認させていただきながら判断することになります。

Q 3 - 21 : 今治市内企業のインターンシップに参加するため、飛行機を予約したが、予約の際に手数料を支払った。また、搭乗する便を変更するためにキャンセル料を支払ったが、これらの費用は交通費の助成対象経費となるか？

A 3 - 21 : 予約の際の旅行会社等への事務手数料や、搭乗する便の変更時に発生するキャンセル料等、またそれに相当する経費は「助成対象経費」に該当しません。

Q 3 - 22 : 参加予定の就職面接会が、主催企業の都合で中止となった。すでに遠方から今治市まで来ているので、交通費を助成してほしいが取り扱いは？

A 3 - 22 : 就職活動に参加した場合に対象となるため、ご質問の場合、「助成対象経費」に該当しません。

参加者都合、主催者都合、天候や交通機関の都合等いかなる理由にかかわらず就職活動が実施されなかった場合、就職活動に参加しなかった、参加できなかった場合の交通費・宿泊費は「助成対象経費」に該当しません。

Q 3 - 23 : 今治市内企業の就職活動に参加したため、「県外学生 U ターン就職等応援事業」を申請したが、「県外学生 U ターン就職等応援事業」の補助対象経費に該当しなかった今治駅から市内企業までのタクシー代分は助成金の対象となるか？

A 3 - 23 : 合理的であると認められる手段・経路で移動する際に要した経費と判断できれば、「助成対象経費」に該当します。

Q 3 - 24 : 交通費として 27,000 円支払ったが、「県外学生 U ターン就職等応援事業」で 20,000 円の交通費補助金の交付を受けた。その場合、助成対象経費はどうなるか？

A 3 - 24 : 27,000 円から 20,000 円を控除した 7,000 円が「助成対象経費」になります。

Q 3 - 25 : 市内企業の就職面接会に参加し、交通費として 27,000 円、宿泊費として 8,000 円支払った。そして、「県外学生Uターン就職等応援事業」で 20,000 円の交通費補助金の交付を受け、参加した市内企業から「金一封（交通費・宿泊費）」と記載されて 10,000 円もらった。金一封の内訳は不明であるが、この場合、助成対象経費はどうか？

A 3 - 25 : 企業、大学、国などから交通費又は宿泊費への金員（同趣旨の金券等を含む）の交付を受けている場合は、その金額を交通費又は宿泊費から控除した額が助成対象経費になります。

「県外学生Uターン就職等応援事業」の補助金は、交通費としての支給のため、交通費から控除します。

その他、企業、大学、国などからの金員については、交付の目的が交通費（又は宿泊費）の場合には、交通費（又は宿泊費）から控除しますが、交付を受けた金員が交通費（又は宿泊費）を超える場合には、超える部分を宿泊費（又は交通費）から控除します。

また、金員の交付の目的（内訳）が不明な場合は、第 1 に交通費から控除し、余りが出る場合は、第 2 に宿泊費から控除します。

ご質問の場合、交通費 27,000 円から「県外学生Uターン就職等応援事業」の 20,000 円を控除し 7,000 円となります。企業からの金一封 10,000 円は内訳が不明なため、まず交通費の 7,000 円から控除すると 3,000 円の余りが出るため、次に宿泊費 8,000 円から 3,000 円控除し 5,000 円となります。

つまり、助成対象経費は、交通費 0 円、宿泊費 5,000 円となります。

■助成金額について

Q 4 - 1 : 宿泊なしの交通費だけで 5 万円かかったが、3 万円が助成金額となるか？

A 4 - 1 : 交通費は 2 万円が上限、宿泊費は 1 万円が上限です。交通費と宿泊費を合せて 3 万円が上限になります。

ご質問の場合、2 万円が助成金額になります。

Q 4 - 2 : 交通費が 1 万円、宿泊費が 2 万円かかった。この場合、3 万円が助成金額となるか？

A 4 - 2 : 交通費は 2 万円が上限、宿泊費は 1 万円が上限のため、ご質問の場合、交通費の 1 万円と宿泊費の 1 万円の合計 2 万円が助成金額になります。

Q 4 - 3 : 交通費が航空機代 14,900 円＋鉄道運賃 4,980 円＝19,880 円、宿泊費が 7,850 円、合計 27,730 円かかった。助成金額は、27,700 円となるか？

A 4 - 3 : 助成金は、対象経費となる交通費の合計と、宿泊費の合計のそれぞれの額を百円未満切り捨ての端数処理をして算出します。

ご質問の場合、交通費 19,800 円、宿泊費 7,800 円、合計 27,600 円が助成金額になります。

■ 交付申請、利用手続きについて

Q 5 - 1 : 助成金制度の手続き手順を示してほしい。

A 5 - 1 : ①「今治市U I J ターン学生就職等応援助成金事前登録フォーム」に登録。

【登録は1回限り】(①と②は逆でも可)

②就職活動に参加。

③就職活動訪問先企業に参加証明をしてもらう。(別記様式第1号別紙2「就職活動参加証明書」)

④「県外学生Uターン就職等応援事業」(えひめ若年人材育成推進機構)の補助金の交付手続き

⑤今治市に交付申請(必要書類も添付)

⑥助成金を指定口座に振り込み(交付が認められない場合は、「不交付決定通知書」を送付)

Q 5 - 2 : 今治市U I J ターン学生就職等応援助成金事前登録フォームへの登録は就職活動の前に行う必要があるか？

A 5 - 2 : 今治市U I J ターン学生就職等応援助成金事前登録フォームへの登録は、就職活動の後でも大丈夫です。ただし、交付申請書を提出するまでに登録を終わらせてください。

Q 5 - 3 : 助成金は何回申請できるのか？

A 5 - 3 : 1年度中に一人当たり2回まで申請できます。(年度：4月～翌年3月)

Q 5 - 4 : 今治市内で就職面接を受けたので、交通費等を申請する予定だが、往路分の交通費だけの申請をした後、復路分だけの交通費と宿泊費を申請したい。2回に分けて申請することは可能か？

A 5 - 4 : 1度の県外の居住地から就職活動目的地までの往復移動に対して申請できるのは1回だけです。

そのため、1度の往復移動に対する交通費として、往路分だけの申請をした後、後日復路分だけの申請をすることはできません。同様に、1度の往復移動に対する交通費だけの申請をした後、後日宿泊費だけの申請を行うこともできません。

その1回だけの申請時に往路分の交通費だけしか申請しない、宿泊費分だけしか申請しないといったことは可能です。

Q 5 - 5 : 7月2日に居住地の横浜市を出発し、同日今治市で開催される合同企業説明会に参加した。翌日の7月3日に市内企業の就職面接に参加し、横浜市に戻った。この場合、2回に分けて申請できるのか？

A 5 - 5 : ご質問の場合、1回しか申請できません。

1度の県外の居住地から就職活動目的地までの往復移動の間に、2以上の就職活動に参加した場合であっても、申請は1回だけしかできません。

Q 5 - 6 : 申請の期限はいつまでか？

A 5 - 6 : 就職活動が実施された日の属する年度の 3 月 29 日 (29 日が土日の場合は翌月曜日) までに提出してください。
ただし、予算額に達した場合は、期限前でも終了しますので、早めの申請をお願いします。

Q 5 - 7 : 交付申請時に添付する「就職活動参加証明書」の就職活動実施者の証明欄について、合同企業説明会に参加する場合、証明は主催者にしてもらうのか、それとも説明会に参加している企業にしてもらうのか？

A 5 - 7 : 就職活動実施者の証明欄の証明者については、まず、就職面接など個別企業が実施する場合は、当該就職活動の実施企業に証明をしてもらってください。次に、合同企業説明会など複数企業が参加する就職活動の場合は、当該合同企業説明会等の主催者に証明をもらってください。ただし、主催者から証明を断られた場合は、当該説明会等に参加していた企業からの証明でも可とします (その場合は、添付書類として、証明企業が当該説明会等に参加していたことがわかる資料 (チラシ等) が必要です。)

Q 5 - 8 : 今回の今治市訪問では、複数の企業を訪問し面接を受けた。その場合、「就職活動参加証明書」は 1 社分でいいのか？

A 5 - 8 : 参加した就職面接などの就職活動先すべての主催者 (企業) から「就職活動参加証明書」に証明をもらってください。
交付申請時に添付していただく「助成対象経費計算表及び旅行行程表」と整合を図るためにも必要となります。

Q 5 - 9 : 助成対象経費が確認できる書類として、交通費や宿泊費の領収書が必要と考えるが、コピーでも大丈夫か？

A 5 - 9 : コピーでも大丈夫です。
例えば、「県外学生 U ターン就職等応援事業」の申請に原本を提出された場合は、今治市の助成金の申請にはコピーを提出したので大丈夫です。
ただ、領収書等は交付申請者の氏名が明記されたものを提出してください。
また、利用日、利用交通機関、利用区間、利用宿泊施設、金額など助成対象経費の計算等に必要内容が記載されていることを確認のうえ提出してください。

※不明な点、疑問等がありましたら、今治市 産業振興課へご相談ください。

担当 : 産業振興課 雇用対策係

電話番号 : 0898-36-1540

メール : sangyou@imabari-city.jp